

パブロ・デ・オラビーデの

啓蒙思想 (その1)

立石博高

はじめに

ドン・パブロ・デ・オラビーデ・イ・ハウレギは、18世紀中頃から19世紀初めにかけてのスペインの所謂「啓蒙」の時代を、その開花と衰微の両局面において、まさに時代の立役者として生き抜いた人物である。彼は、1725年1月25日にスペインの植民地であったペルーのリマに生まれ、1803年2月25日にスペイン南部のハエン県の町バエサで当時としてはかなり長命の78歳でその生涯を閉じている。この間にスペインの国王は、フェリーペ5世（在位1700～1746年）、フェルナンド6世（同1746～1759年）、カルロス3世（同1759～1788年）、カルロス4世（同1788～1808年）と変わっていた。しかし何よりも彼が時代の立役者とされるのは、彼が生活した場所の広がりと共に彼の行った活動の豊かさと重要性のためである。因みに彼は、ペルー、ベネズエラ、パナマ、キュラソー島、そしてスペインの12の町、イタリアやスイスやフランスの幾つかの町に暮らしている。また、殊に「啓蒙専制君主」とされるカルロス3世の治世に啓蒙的改革派官僚の一人として、救貧事業、農地改革、教育改革、風俗習慣の改革の多方面にわたって主導的役割を演じている⁽¹⁾。

だが、彼が当時の「啓蒙」時代のヨーロッパでその名を馳せるようになったのは、1776年にスペインの異端審問所によって逮捕されたからである。その2年後には「異端、破廉恥、カトリック教徒の中の腐敗した一員」であると宗教裁判で宣告され、以後8年間の修道院への幽閉や官職剥奪と財

産没収が刑罰として与えられた。⁽²⁾1757年から1765年にかけての9年間の殆どをフランスやイタリアの旅行に費やし、ダランベール、ディドロ、そしてヴォルテールといった当代の啓蒙思想家と知己となり、帰国後はスペイン国内の啓蒙的改革に熱心に取り組んでいた人物が、まさに異端審問所によって投獄され厳しい処罰を受けたことは、「暗黒のスペイン」をヨーロッパに象徴する事件となったのである。

この事件は、スペイン国内と外国とでは、非常に対照的な反応を呼び起こしている。勿論、それらの反応がどの程度まで、諸階層を通じての全体的な事件の受け止め方を反映しているか疑問であるが、オラビーデという人物に代表される「改革」に対して極めて対照的な評価がなされたという事実を明らかにするものである。

まずはスペイン国内で流布されたとされる詩句の一部を記載しよう。⁽³⁾

「オラビーデはルッター派だ /フリーメーソンで無神論者だ /
異教徒でカルヴァン派だ /ユダヤ教徒でアリウス派だ /マキャヴェ
リだ。彼がキリスト教徒であろうか」

「彼は偉大な弟子だが /彼の主人よりも偉大というのではない
/だがわがパブロは極めて抜け目なく /抜け目なさでは彼の主人よ
りも優っていた /この主人というのは、ああイエス様、何と恐ろし
いことか /かのペストのように危険なヴォルテールなのである」

これに対して外国、ことにフランスでは啓蒙思想家の側から熱烈なオラビーデ擁護の声があがっていた。彼の逮捕の翌年にヴォルテールは、彼を「非常に学識の高いフィロゾーフ」と呼んで、彼が異端審問所に逮捕されていることに「心和らぐことはない」と述べている。⁽⁴⁾このヴォルテールが死去してデュシがフランス・アカデミーの席を継ぐことになるが、その就任を祝って行ったマルモンテルの演説もまた、明らかにオラビーデに言及

したものであった。⁽⁵⁾

「ああ、ひどい侮辱の極みにあって / 力と勇気を与えられていると
 感じる事ができたならば / 誤りよりも千倍も恐ろしい宗教的熱情の
 / 不条理な怒りによって激しく糾弾された市民たるものが。
 / 下劣な密告者を気かけずにいたために / 光 [啓蒙] に怒りを抱
 いた裁判所 [異端審問所] の足もとにおかれ / 証人もなしに訴えら
 れ、弁護もなしに有罪とされている。 / 荒れ果てた土地に幸福な農
 民たちを定住させて、 / 産業の盛んとなったその山々を彼は眺め見
 る⁽⁶⁾ / そして自分がもたらした恩恵に誇りを抱きながらも彼は祖国を
 嘆く。 / これまでに全てを変えてきたように、時は祖国をもかえるだ
 ろう / ガリレオもひどい投獄の恨みを晴らしているではないか。」

ディドロもまた、『ドン・パブロ・デ・オラビーデ——その略歴』とい
 う手稿を残しているが、事実関係の歪曲や誇張を含み、オラビーデの経歴
 のための資料としての信憑性は欠けるものの、啓蒙思想家が抱いていたオ
 ラビーデやスペインに対する見方をそこにはっきりと読むことができる
 (本稿の末尾に資料として拙訳を掲載するので参照されたい)⁽⁷⁾。ディドロに
 よれば、スペインではカトリックの僧侶たちが大きな影響力をもっており、
 開明的な思想を抱く人物は、たやすく異端審問所に告発されたのであった。
 カルロス3世は国家的な利害に立って、この制度の権限を縮小しようと努
 めるが失敗した。フランスに長く滞在し「フィロゾフの精神」を会得し
 たオラビーデは、まさに勢いを盛り返した異端審問所の犠牲となった。オ
 ラビーデの不運を語った上でディドロは、「異端審問所の意向に反して良
 きことを行おうとするのは何と危険であろうか」と述べて、十分に「言動
 に注意する」必要があると結論する。

以上、啓蒙的改革に対するそれぞれの価値判断を別にすれば、オラビー
 デには、「不敬虔な者」、「ヴォルテールの同調者」、「百科全書派」、つ

まりは「フィロゾーフ」というイメージが共通に抱かれていた。しかしながら、晩年の彼に対してはこれとは非常に異なる評価が与えられている。オラビーデは1780年にフランスへの脱出に成功するが、フランス革命に対する幻滅を経て、『福音の勝利または幻想から覚めた哲学者の話』と題する書物を著す（初版は1797-1798年にバレンシアで出される⁽⁸⁾）。そして、この出版を大いなる功績としてスペインへの帰国を許され、1798年に最終的に帰還する。従って、このオラビーデの態度——フランス革命の急進化を非難し、「福音の勝利」、つまりカトリック信仰を擁護する——は、フランスの啓蒙思想の信奉者の目には彼の思想的変節と映り、スペインの伝統的宗教の擁護者の目には啓蒙的誤謬からの覚醒と映ったのである⁽⁹⁾。

オラビーデは、フランス革命が「王座と祭壇とを同時に攻撃した」これまでに類を見ない大事件であったと述べているが、果たして彼は、この事件を契機に啓蒙的改革者であることも止めたのであろうか。そもそも、スペインの啓蒙思想は、内在的に「王座と祭壇」とは切り離されない関係にあったのではないか。ここには、フランスの啓蒙思想がスペインに浸透したときにどのような受け止め方がされ、後進国スペインでは如何なる啓蒙思想が形成されたのか、そしてこのような思想は、フランス革命というアンシャン・レジームそのものを根底的に問うた大事件をまえにどのような変質を被ったのか、あるいは被らなかったのか、そうした重要な問題が含まれていると思われる。

本稿は、このような問題関心に立って、オラビーデの思想的全体像を明らかにするための準備作業＝ノートとして位置付けられる。以下、オラビーデが著した代表的著作を、その辿った軌跡を照らしながら具体的に分析する。だが、その前に特に政治的な経歴に焦点を当てて、彼の生涯についての大まかな素描を行いたい。

1. オラビーデの略歴と代表的著作⁽¹²⁾

オラビーデは、1725年1月25日にペルーの首都リマに生まれる。父はス

ペイン出身のドン・マルティン・デ・オラビーデで、母はドニャ・マリア・テレサ・ハウレギであったが、特に母方の家系は植民地ペルーで華やかな地位を占めていた。彼女の兄のドン・ドミンゴ・アントニオ・デ・ハウレギは、チャルカスの聴訴院の院長であり、叔父は有名なイエズス会士のマルティン・デ・ハウレギ神父であった。彼は幼い頃から非常に聡明で、17歳になるまでに神学、教会法、判決（センテンシラス）の学位を得た。また1741年にはリマの聴訴院で弁護士として認められた。1745年には、リマのサン・マルコス大学神学部の教授ポストをある聖職者と競って敗れるが、その見返りとして副王の推薦を受け、リマ聴訴院の聴訴官に任命された。

1746年10月28日、大地震がリマを襲い、16,000人の犠牲者を出したが、その中にはオラビーデの両親と一人の姉妹が含まれていた。だが、ディドロによって語られていることは（それは友人ミゲル・ヒホンを通じてオラビーデがディドロに与えた説明であったと推測されるが）、現在では信憑性を否定されている。そして劇場の建設は、オラビーデとは無関係に行われたということや、彼が公金の着服や流用をしたであろうことが、ほぼ資料的に確認されている⁽¹³⁾。そして彼は、事件の究明がなされるまでは聴訴官の職を解かれることが、1750年10月に宣告された。

オラビーデはこの前年にリマを発って約2年をかけて本国スペインに到着しているが、この間はカラカス、パナマ、キュラソー島で商取引に従事したとされる。やがて彼に対する尋問が始まり、1754年12月には首都監獄に収容された。しかし翌年初めには、健康上の理由からマドリード郊外のレガネス村に移ることを許された（その保証は、彼の叔父のドミンゴ・デ・ハウレギによって与えられた）。そこで彼は、生涯の友となるミゲル・ヒホンや商売活動の仲間となるアルマルサと知り合った。そしてまたこの年には、大金持ちの未亡人で50歳にもなるイサベル・デ・ロス・リオスと結婚した。

金持ちとなったオラビーデは、債権者への支払を済ませることで告発を無効にすることができた。1757年、彼はリマ聴訴院の聴訴官解任から続い

ていた訴訟に「過去のこととして葬り去るという判決（センテンシア・デ・オルビード）」をかちえた。また彼は、上述のミゲル・ヒホンやアルマルサと提携して商取引に巨額の利益を上げる一方、マドリードに移り住んで社交界への仲間入りも果たし、1756年には、サンティアゴ騎士団員の称号を獲得した。

1757年から1765年にかけては、3回にわたってフランスへの長期の旅行を行い、またイタリアにも1年以上の滞在をしている。これまであまり着目されていないが、フランスの啓蒙思想家の影響もさることながら、イタリアの経済思想家の影響もオラビーデの思想形成にとって重要であったであろう。⁽¹⁴⁾ いずれにしろヨーロッパ文化に精通したオラビーデは、1766年3月の「エスキラーチェ暴動」以後に本格化した啓蒙的諸改革のために積極的に登用されることになる。⁽¹⁵⁾

1766年5月に彼は、この暴動後に首都に滞留する浮浪者を収容するために設立されたサン・フェルナンド救貧院の管理を委任され、翌6月にはマドリード救貧院の管理も委ねられた。リマの聴訴官の解任後17年を経ての公職就任であった。翌年1月には、やはり上記の暴動後の勅令（1766年5月5日）にもとづいて設けられたマドリード市会の住民代理人（ペルソネロ・デル・コムン）に選出された。彼は市会において商取引の自由化と取引最高価格制度の撤廃に向けて努めたとされる。⁽¹⁶⁾ しかし彼には、なお一層重要な職務が与えられることになった。1767年6月に彼は、アンダルシア4地方軍隊監察官、セビーリャ地方国税管理官、セビーリャ市代官（アシステンテ）、シエラ・モレーナ新定住地域総監督官に任命され、その1年後にはアンダルシア新定住地域総監督官にも任命された。

オラビーデは、1776年に異端審問所によって逮捕され投獄されるまで、この新しい職務を熱心に遂行した。そしてこの時期に、職務との関わりにおいて彼の改革思想を表明した重要な著作を発表している。その一つは、シエラ・モレーナとアンダルシアの植民事業に関連した一連の文書である。同地方の入植者の義務と権利を定めた「新定住地域特別法」の編纂

(その公布は1767年7月5日)にも大きな役割を果たしたとされ、この特別法の内容も少なからず彼の改革理念を反映していると理解される⁽¹⁷⁾。また、「エスキラーチェ暴動」をその頂点とする深刻な農業危機と農村部の社会的不安を解消するために、1760年代後半からいわゆる「小農民保護主義」的政策が打ち出されるが、啓蒙的改革派官僚がこのための理想としたのが「公共善」を基にした「農地法」の制定であった⁽¹⁸⁾。そのために、政府は1768年2月に各地の監察官から農業事情と弊害の改善策についての報告を求め、翌3月にオラビーデもその一人として『農地法に関する報告』を提出し、農業・農地問題に関する彼の改革理念を表明している。この文書は、後の農地法制定審議に大きな影響を与えており、スペインの啓蒙的農業改革の思想を明らかにするために不可欠のものであると同時に、18世紀アンダルシアの農業の現状を知る上でも貴重なものである⁽¹⁹⁾。更にオラビーデは、セビーリャ市代官として、同市の都市景観から人々の風俗習慣に至るまで、広範な刷新を企てた⁽²⁰⁾。なかでも、改革の担い手を輩出すべき高等教育機関の知的後進性を鋭く批判して、『セビーリャ大学のための学問計画』を著した⁽²¹⁾ (1768年)。

こうした著述と、シエラ・モレーナでの総監督官としての行動、セビーリャ市での代官としてのかなり奔放な振舞いは、早くから改革を快く思わない保守的階層の憤りを招いていた。異端審問所もまた、注意深くオラビーデの行状を見守っていたが、ついに1776年11月、彼はその監獄に収容されることになった⁽²²⁾。そして1778年11月24日に、特定の傍聴人(その中にはオラビーデの同調者が少なからず含まれていたとされる)だけを招集した宗教裁判(アウティーリョ・デ・フェ)で、「異端、破廉恥、カトリック教徒の中の腐敗した一員」であると宣告されて、宮廷からの永久追放と8年間の修道院への幽閉の有罪判決を受けた。

その後彼はいくつかの修道院で過ごしたが、1780年11月に温泉治療を目的にカタルーニャ地方のジローナに行くことを許され、口実を設けて国境を越えてフランスへ脱出することに成功した⁽²³⁾。やがてパリに居を構え、

「異端審問の犠牲者」という大いなる評判を避けてピロス伯という偽名を使ったが、その屋敷には少なからぬ著名人が訪れたとされる。しかし、1789年のフランス革命の勃発とその後の事態の推移は、彼の生活と思想を大きく揺るがすことになった。⁽²⁴⁾ 革命の勃発時はこれに関心を抱いたとされるが、その進展とともに彼は努めてこれに直接的に巻き込まれることを避け、1791年にはロアール川沿いの町マンに居を移した。この町で彼は、かつてのサン・フェルナンド救貧院の経験を生かし救貧事業に携わるとともに、創立された「マン人民協会」に名を連ねた。しかし1794年4月には公安委員会によって反革命容疑者として逮捕されボジャンシーに投獄されるに至り、釈放されたのは、ロベスピエール失脚後の同年10月17日であった。⁽²⁵⁾

翌1795年、シェヴルニーに移った彼は、フランス革命に対する幻滅とこれへの非難から、そしてスペインがフランスと同様の混乱と悲劇に陥らないために、「敬虔で、しかも決して哲学的であることを止めない」⁽²⁶⁾ 書物を著した。これが『福音の勝利または幻想から覚めた哲学者の話』で、初版はスペインのバレンシアの出版社から1797-1798年に発行された。⁽²⁷⁾

そして1798年、彼はスペインへの帰国を許され、やがてシエラ・モレーナ新定住地域に近いハエン県の町バエサに隠退して、1803年2月25日にこの地で永眠した。⁽²⁸⁾ ところで、晩年の彼が熱心に提唱したものに「世界共通語」の発明があった。共通語の提唱の理由は、それが「光、即ち、諸国民を幸せにすることのできる技術や知識を全ての国民に伝えることのできる唯一の手段」であり、共通語を利用して「未だ野蛮な人々を文明化し、宗教と道德の諸原則を彼等に広めることができる」⁽²⁹⁾ からであった。以上、この言葉からうかがえるように、彼は生涯を通じて「啓蒙」主義者であった。しかしこの「啓蒙」の内容こそが問われなければならない。

注

- (1) オラビーデの生涯については、特に1767年から着手されたシエラ・モレーナ

の新定住地域開拓事業との関係で多くの研究書に簡略に触れられているが、その本格的な伝記はわずかである。同時代のものに、フランスの啓蒙思想家ディドロの著した『ドン・パブロ・デ・オラビーデ——その略歴』と題される冊子があるが、後述するように彼の経歴に関する史料としては信憑性を欠いている（本稿の末尾にこの文書の試訳を掲載したので参照されたい）。最初の伝記は1859年に著されたペルー人のラバーリエのものとなるが、その現在の価値は、ペルーでのオラビーデの家族間の書簡の利用にあるようで、多くの史料的誤りや脱漏を含んでいるとされる（但し、筆者は未見）。Lavalle y Arias de Saavedra, J. A. de, *Don Pablo de Olavide. Apuntes sobre su vida y sus obras*, Lima, 1859. 次いでアルカサル・モリーナのものがあるが、シエラ・モレーナの新定住地域開拓事業とオラビーデの関わりをかなり詳しく言及した点のメリットは大きいだが、当時大きな問題であった「農地法」制定の動きに対する彼の関わりが殆ど触れられていないことなどからして、やはり不十分なものである。Alcázar Molina, C., *Los hombres del reinado de Carlos III. D. Pablo de Olavide (El colonizador de Sierra Morena)*, Madrid, 1927. 更に、ドゥフルノーの研究は、多くの文書館史料を参照した上で、オラビーデの生涯を18世紀後半スペインの歴史的脈絡の中に位置付けようとした労作である。いくつかの点での誤謬が指摘されているものの、現在のところ、この約500頁の大著によってオラビーデの経歴の事実関係についてはほぼ究明されたと言える。Defourneaux, M., *Pablo de Olavide ou l'afrancesado (1725-1803)*, Paris, 1959. しかしながら、その表題が示すようにオラビーデを「アフランセサード」、つまりフランス啓蒙思想の影響を受けたその同調者と見做す前提に立っており、スペイン啓蒙思想の特質を分析する視角は充分でない。また、とりわけ経済思想についてのその後の研究の進展からして、改めてオラビーデの思想の新たな位置付けが必要とされている。いずれにしろ本稿も、ドゥフルノーの研究成果に立脚していることは言うまでもない。最近の研究ではペルディセス・ブラスのものがあり、ドゥフルノーによっても扱われなかったスペイン国内の文書館史料にあたることで、より緻密なオラビーデ像の構築を目指している（但し、その学位論文の成果は未だ大部分が未公刊である）。Perdices Blas, L., “La sociedad ‘modelo’ fundada en Armajal y Prado del Rey por Pablo de Olavide. Un ensayo de reforma económica en tierras gaditanas al final del Antiguo Régimen”, *Cádiz e Iberoamérica*, núm. 5. 1987, pp. 27-35; Idem, “Pablo de Olavide. Apuntes sobre su vida y sus escritos”, *Información Comercial Española*, núm. 656, abril 1988, pp. 43-52. また、ドゥフルノーの研究に依拠して簡潔にオラビーデの生涯を描いたものとして、Azorín García, F., *Pablo de Olavide, sím-*

- bolo de la Ilustración*, Madrid, 1987. なお、オラビーデの生涯を題材にした小説も著されている。Cascales, A., *Roda fortuna*, Barcelona, 1988.
- (2) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 341–364. を参照。この裁判の過程については特に、Castañeda, V., “Relación del Auto de Fe en el que se condenó a don Pablo de Olavide, caballero del hábito de Santiago”, *Revista de Archivos, Bibliotecas y Museos*, XX, julio-agosto 1916, pp. 93–111 を見られたい。
- (3) *Ibid.*, pp. 106–107.
- (4) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 366–367.
- (5) *Ibid.*, p. 373.
- (6) これは、カンポマーネスとオラビーデの主導の下に実現されたシエラ・モレーナの新定住地域開拓事業の成果を指している。この事業については、拙稿「啓蒙スペインの新定住地域開拓事業—その理念を中心として—」(同志社大学『外国文学研究』第42号、1985年9月、87–122頁)を参照されたい。
- (7) Diderot, *Oeuvres complètes*, éd. Assézat-Tourneux (Paris, 1875–1877), t. VI, pp. 463–472, cit. par Defourneaux, *op. cit.*, pp. 472–475.
- (8) Olavide, Pablo de, *El Evangelio en triunfo, o Historia de un filósofo desengañado*, 4 tomos, Valencia, 1797–1798. ここでは、誤植が少なく挿し絵も掲載された第6版を利用する (*Ibid.*, 4 tomos, Madrid, 1800.). 本稿ではこの書物の内容紹介と分析が主たる課題となるが、この出版の経過については、Defourneaux, “La historia religiosa de la Revolución francesa vista por Pablo de Olavide”, *Boletín de la Real Academia de la Historia*, t. CLVI, cuad. II, abril-junio 1965, pp. 113–127; Dufour, F., “Introduction” à Pablo de Olavide, *Cartas de Mariano a Antonio* (El programa ilustrado de “El evangelio en triunfo”), Aix-en-Provence, 1988, pp. 5–35 を参照。
- (9) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 427–449.
- (10) 《Después de algunos discursos vagos, nuestro digno pastor dijo: “Señores, quanto mas pienso en este inesperado suceso de Francia, tanto mas me sorprende y me confundo. Nada podia anunciar tan repentino y absoluto trastorno. . . Porque, Señores, no nos engañamos: esta revolución no ha sido como ninguna de las otras. . . (pues) ataca al mismo tiempo el Trono y el Altar.》 この言葉は、Defourneaux, “La historia. . .”, p. 117 に引用されている。
- (11) スペイン啓蒙思想がカトリシズムの枠内に留まったことによる限界性については既にバーダーの指摘があるが、その後、この特質が十分に掘り下げられ

たとは言えない。Baader, H., „Menschheitsdenken und Aufklärung in Spanien“, *Studium Generale*, Vol. 14, 1961, S. 750–766. 《Denn Das Denken Spaniens im 18. Jahrhundert war, wir wiederholen es noch einmal, national, und durfte das Fundament nicht gefährden, auf dem man die Nation allein lebensfähig glaubte: den Katholizismus.》(S. 766) 後述するが、『福音の勝利』には「啓蒙的改革」の諸計画が矛盾なく含まれていることに注意したい。同書の改革提言の側面については、Dufour, “Le projet éducatif dans El Evangelio en triunfo (1797–1798)”, *Cahiers du C.R.I.A.R.*, n. 3, 1983, pp. 61–74; Idem, “Le Village idéal au début du XIXe siècle selon El Evangelio en triunfo, de Pablo de Olavide”, en *L’homme et l’espace dans la littérature, les arts et l’histoire en Espagne et en Amérique Latine au XIXe siècle*, Lille, 1985, pp. 11–21 を参照。

- (12) 注1の諸文献、特にドゥフルノーとペルディセス・ブラスの研究を参照。
- (13) この点については、Lohmann Villena, G., “La destitución del Oidor limeño Pablo de Olavide”, *Revista de Indias*, núms. 28–29, abril-septiembre 1947, pp. 497–500.
- (14) 18世紀において、概してスペインの経済思想とイタリアのそれとはは後進国であるゆえの共通性が大きい。Venturi, F., “Economisti e riformatori spagnoli e italiani del ’700”, *Rivista Storica Italiana*, anno 3, 1963, pp. 532–561 を参照。
- (15) この暴動については、拙稿「『エスキラーチェ暴動』の解釈をめぐって」(東京都立大学『人文学報』第154号、1982年、221–240頁)を、暴動後の諸改革の概要については、立石・若松編『概説スペイン史』(有斐閣、1987年)に掲載の拙論「啓蒙的諸改革」(73–85頁)を見られたい。
- (16) Perdices Blas, “La lucha por la libertad de comercio interior en el reinado de Carlos III”, *Información Comercial Española*, núm. 663, nov. 1988, pp. 44–58 参照。
- (17) 前掲拙稿「啓蒙スペイン・・・」を参照。近年、ペルディセス・ブラスが、オラビーデの経済思想をフィジオクラシー的理念と見る通説に批判的見解を出しているが、このことは既に筆者が指摘したことでもある(同、95頁)。
Perdices Blas, “La agricultura en la empresa colonizadora de Pablo de Olavide”, en *Estructuras agrarias y reformismo ilustrado en la España del siglo XVIII*, Madrid, 1989, pp. 585–599.
- (18) この点については、立石・若松編、前掲書、79–83頁で大まかな概観を行ったので参照されたい。「農地法」審査の過程で主導的役割を果たしたカンポ

マーネスの「小農民保護主義」的理念については、拙稿「カンポマーネスの『スペイン農民教育論』」（同志社大学『外国文学研究』第39号、1984年9月、1-24頁）を見られたい。

- (19) この『報告』の「本論」部分は、カランデによって早くから翻刻されている。Olavide, “Informe de Olavide sobre la Ley Agraria”, con la introducción de Ramón Carande, *Boletín de la Real Academia de la Historia*, núm. 138-139, oct.-dic. 1956, pp. 357-462. また「補遺」部分は、ロボ・マンサーノの論文に転記されている。Lobo Manzano, Luis, “La regulación de los arrendamientos de tierras según Olavide”, *Archivo Hispalense*, núm 217, 1988, pp. 119-139.
- (20) Aguilar Piñal, F., *La Sevilla de Olavide*, Sevilla, 1966 を参照。
- (21) Olavide, *Plan de estudios sobre la universidad de Sevilla*, con el “estudio preliminar” de Aguilar Piñal, Barcelona, 1969.
- (22) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 341-364.
- (23) *Ibid.*, pp. 376-395. ドゥフルノーは、彼の外国脱出には厄介な人物をいつまでも抱えておきたくないという異端審問所側のある程度の黙認の姿勢があったと推定しているが、これにはカスカレスが史料的批判を加えている。Cascales, “La evasión de Pablo de Olavide a Francia. Algunas matizaciones a la hipótesis de la negligencia programada”, *Archivo Hispalense*, núm. 217, 1988, pp. 61-69.
- (24) フランス革命に対するスペインの啓蒙思想家による評価の問題は、後述するように本稿の主題の一つである。総じて否定的であることに間違いはないが、革命の勃発から急進化の一連の過程において提起された諸問題を彼等がどのように受け止めていったかが明らかにされねばならない。差し当り、Dufour, “Olavide y la Revolución Francesa”, *Estudios de Historia Social*, núms. 36-37, 1986, pp. 77-80 を参照。
- (25) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 412-426.
- (26) Olavide, *El Evangelio en triunfo*, t. 1, p. XVI.
- (27) 注8を見られたい。
- (28) オラビーデの晩年については、Rodríguez-Moñino, R., *El intendente don Pablo de Olavide y la ciudad de Baeza*, La Carolina, 1985.
- (29) Defourneaux, *op. cit.*, p. 447 に引用。

<資料>

ディドロ著『ドン・パブロ・

デ・オラビーデ — その略歴』

ドン・パブロ・デ・オラビーデは、ペルーの首都リマの出身である。彼は早熟にその才能を開花すべく生まれたが、このことは南の地方ではそれ程稀なことではなかった。彼は幼い頃から学問に親しみ、文学的教養を高めた。そして早くも20歳でリマの聴訴官という高位の官職に就くに至った。

1748年ないし1749年に大地震が起こり、カリャオの全部とリマの大部分が倒壊にあった。ドン・パブロは、この災害で命を失った住民が持っていた大金の保管にあっていたが、遺族によって請求されない金は教会と劇場の建設に費やすのが時宜にかなっていると考えた。殊に劇場は、市民たちがその難を逃れた大惨事の悲しい印象を拭い去ることになると思った。僧侶たちは劇場の建設に同意せず、マドリードの大臣に彼の行為を責め立てた。ここから彼の最初の不幸な躓きが生じた。[現国王カルロス3世の]前の治世には、僧侶たちが[国王]フェルナンド6世の精神に限りがないほどの影響を及ぼしていた。彼の聴罪司祭であったイエズス会のラバゴ神父は、国王をして次のことを信じ込ませていた。即ち、カトリック国王の義務のうち最初のかつ最も大事なものは、神の祝福を受けた者たちの意志に完全に服従することであり、ラバゴの諮問に盲目的に従うことがなければ、良き国王の足元に奈落が広がるのを見ることになるということであった。この国王の宗教は全て非常に細々とした宗礼から成っていた。そして国王を啓蒙することで彼をそこから覚醒させることのないよう大いに注意が払われていた。従って、ラバゴとその仲間にとって、パブロが無宗教の身持ちの悪い人間であり、2つの教会の建設よりも1つの教会と1つの劇場の建設のほうを好んだ不敬虔な者、つまり極刑に値する極悪人であると

国王に納得させるのは極めて容易であった。そしてドン・パブロは自分の行状を説明するためにマドリードに来ることを命じられた。彼の潔白は明らかであり、彼の振舞いは全ての分別ある人々の目に非の打ちどころがなかった。彼はためらわずにこれに従った。しかし、彼がマドリードに到着してすぐに、僧侶たちは彼を徹底的に追求し、彼をその屋敷に禁足状態にし、彼が神を信じない者であり、国庫の金を浪費した者であると告訴した。そして彼等の策謀によって彼はカルセル・デ・コルテ [首都監獄] と呼ばれる牢獄に入れられ、そこにおいて憎しみや悪意がもたらすあらゆることに身をさらさねばならなかった。彼はそこでひどく苦しんだ。彼はいろいろと病気を患ったが、特に脚に影響を与える身体全体のむくみに襲われて、医者判断では、急いで空気を変えなければ死ぬ恐れがあった。僧侶たちそして跳ね返っては大臣の迫害が、事を困難にしていた。しかしながら、一人の寛大な市民が個人的保証を与えることで、パブロは健康な空気を吸うことのできるマドリードから7里にあるレガネス村に行くことを許された。ドン・ドミンゴ・ハウレギという金持ちの非常に立派な人間が保証人となって、ドン・パブロは釈放されたのであった。

レガネスには、2度の結婚で未亡人になったドニャ・イサベル・デ・ロス・リオスが住んでいたが、彼女の最後の夫が彼女に莫大な財産を残していた。女性たちは同情的である。機知に富んで若々しく、知識が豊かで風貌のよい男の不運に心を打たれたこの女性は、ドン・パブロに結婚を申し込んだ。ドン・パブロは、財産が生き残った者の手に残るという条件を出して同意されたのでこれを受け入れた。そして彼は大金持ちになった。他のところと同様にスペインでも、金というのは困難を取り除く、取り分け僧侶たちのせいで生じた困難を取り除く最も強力な手段である。やがて彼は自由の身となった。彼の無実が認められ、彼は国王の忠実で誠実な臣民であると宣言された。何と言おうと、富は何らかの良きことどもに役立つのだ。

ドン・パブロは、自分のものとなった財産の一部を卸売の商取引に活用

した。そして、現在パリに居を構えているサンティアゴ騎士団員の称号を持つドン・ミゲル・ヒホンや、マドリードの有名な商人のドン・ホセ・アルマルサと商売の仲間となった。この取引の提携は適切に運ばれ、ドン・パブロは立派な地位を手に入れるために必要とされる以上の大きな財産を持つに至った。彼は、諸国の間でフランスを特徴づけるようなゆとりと作風のみなぎったフランス風の屋敷を建てた。毎年、彼はパリに旅行をした。そしてこの都市〔パリ〕に何ヶ月か滞在した後、科学、文学と芸術作品に関して適切に収集した新しい書物を携えて帰国した。

やがて彼は、スペイン演劇の悪趣味を改善しようと企て、自分の屋敷に劇場を建てさせた。彼はヴォルテールの悲劇を韻文に翻訳した。そしてこの劇場で初めてマドリードの人々は、彼が雇った若者たちによって『メロプ』や『ザイール』が演じられるのを見た。彼はこれらの若者に信じがたいほどの忍耐をもって良き朗唱の仕方を教えていた。

この演劇の間には、あらゆる冷たいものが人々に供され、貴族たちもしばしばこれを訪れたが無料であった。そこでは、彼がフランスの詩の韻律構成に則ってスペイン語に訳した『宮廷のニエット』、『モデルに恋した画家』やそのほかのオペラコミックのなかで、デュニやグレトリーの音楽も聴くことができた。

スペインの王妃〔カルロス3世の妻〕が1760年か1761年に死去した。マドリードの宮廷はいつの時も悲しみに満ちていた。煩わしい儀礼に支配されて、宮廷は正式服喪期間に全く陰鬱になった。公開の演劇は閉じられ、家庭内の娯楽に身を任すことも許されなかった。ドン・パブロはこの状況にあってイタリアへの旅行を選んだ。そしてマドリードに戻ると、セビーリャのコレヒドール〔地方代官〕に任命された。併せて、シエラ・モレーナの住民と新開拓地の民事と政治についての総監察官の権限を与えられた。このシエラ・モレーナは、アンダルシーアとエストレマドゥーラの間に位置する広大な地域で、青い空の下、1年間に3度も4度も収穫を産むほど肥沃な地である。

政府は、真の富である人口が国家の面積と釣り合った割合にならない限り国家の力は減少し続けることを理解し始めた。その結果、政府はこのシエラ・モレーナにカトリック教徒であるスイス人家族を呼び集めた。彼等には〔開拓に〕成功するために必要な便宜と免税とが約束されていた。そこで入植者たちが大挙して駆けつけた。彼等はこの地域に2、3の村ないし町を建設した。ドン・パブロは、セビーリャのコレヒドールの資格で、入植地の指導と国王の利益にかなった監督を行った。

多くのカトリック教徒の中には、プロテスタントも忍び込んでいた。宗教的熱狂は、ヨーロッパのどの地方においても、スイスのカトリック教徒の間ほど激しくはないということに注意せねばならない。彼等の大部分は、教養もなく迷信深く、彼等の牧者〔司祭〕の不条理に陶醉していた。この牧者というのは、信者たちと同じ性質の人々であり、彼等の宗教を広めるためであれば、最も信じられないような大罪も冷静に犯すことのできる人々であった。

注目すべきことは、これらのカトリック教徒が、自分たちの死骸に対してできるだけ多くのミサが行われるようにしておけばそれだけ自分たちの魂の救済が保証されると信じていたことである。この偏見のために彼等は、額に汗して貯えた財産を自分たちの子供に残すことすらせず、〔死後ミサを行ってもらうため〕それを教会に遺贈したのであった。

こうした悪弊を防ぐために、ドン・パブロは、僧侶たちは国家によって十分に俸給を与えられており余計な施し物は必要でないのであるから、信心に基づく遺贈を指定した遺言はすべて無効にされるというコレヒドールの布告を発した。

彼に対するもう一つ別の怒りを招いたのは、寒い気候から暑い気候に移ったために入植者たちが沢山の人の命を奪う病気を患うようになり、教会の鐘がある者の他界とともに別の者の危難を告げるのが終始聞こえるようになり、ドン・パブロがこの鐘の音を禁止したほうが適切だと判断したことであった。こうしてコレヒドールは、宗教に無関心な者として、神聖なも

のに口出しをする者として、聖なる教会を傷付ける者として、そしてシェラ・モレーナを開拓した者たちの中にプロテスタントを許容した者として告発されることになった。

出家した者たちの一般的な運命であるが、僧侶たちには、陰謀、度をはぐれた野望、高慢な貪欲が、信心という尊ぶべきうわべに隠されてうごめいていた。そして国王の聴罪司祭であった静修派修道士のオスマ神父も、貪欲で無知で、偽善的で妬み深い人間であり、ありとあらゆる悪を一身に集めており、怒り狂った人々の先頭に立ってドン・パブロを破滅させることを誓ったのであった。

1759年にカルロス3世がスペインで王位に即いたとき、彼の君主としての最初の行為は、異端審問所の無制限の力とぶつかることであった。当時この国王は賢人たちによって取り巻かれていた。彼は、国王の権威と対立する国家の中の国家〔異端審問所〕が偏見、恐怖、国民の愚かさの源であると指摘されていた。その結果、どんな事柄についてであれ、事前に国王の許可を得ることなしに異端審問官たちが最終的に裁定を下すことを禁じたのであった。ファルサラの司教であったドン・キンターノは、国王の同意を得ずに何らかの著作の出版を禁じたために、数ヶ月の間追放の処置に遭った。再び呼び戻してもらうために彼は、卑屈にも度重なる服従の姿勢を示さねばならなかった。そして、3人の議員が審理に立ち会って、第一審を宣告することで範を示しているベネツィアの場合と同様に、まもなくかの恐るべき裁判所〔異端審問所〕がマドリードでも虚仮威しに過ぎなくなることを人々は期待した。

ドン・パブロにとってのこの重大な状況の中で、異端審問長官が死去し、この席を任命することが問題となった。静修派修道士のオスマは、国王によって拒否されることは十分に知りつつもその席を自分に求めた。彼は国王の気晴らしに努めていたが、そのことで必ずしも称賛されてはいなかった。次に彼は、自分が適当と判断する人物にこの地位を与えることが許されることを望んで、これは実現した。オスマは、サモーラの司教ほどそれ

に就くにふさわしい人物は教会にも帝国にもいないと思われると、君主に表明した。だが同時に彼は、前もって司教にこれを知らせ、無頓着にこの就任を断るよう、そしてまた次のことを国王に敢えて言うように忠告していた。即ち、法律の厳格さに身をさらすことなしには異端審問長官が良い穀物から毒麦を取り除くことができないような現在の状態にあっては、ほとんど崩壊し全く不名誉となったこの裁判所の長に立つことは率直に言うてできないこと、ここまでキリスト教の利益を忘れてしまった君主は、いつの日か、無分別な寛容のために引き起こされたあらゆる罪の責任を負うようになり、神の前で最も厳しい裁きを受けるようになるということであった。そしておじけづいた国王が1760年に布告した勅令を撤回し、異端審問所は灰の中から甦った。ただし、十分に推測されるように、かつてなかったほどに残酷となって甦ったのである。

国王の老衰は、その民にとって常に大いなる災いであるが、とりわけスペインではそうであった。これは、若い頃に国王に知識を得ることをさせなかった宮廷の儀礼の結果であろうか。生まれたときから彼が迷信の乳を吸ったためであろうか。彼が衰弱していくにつれて、彼を育んだ諸々の宗教的儀式がますます高圧的なものになった。気候の暑さがこのことに一層の活動力を与えるのか、それとも国王の一門は一層早く墮落してしまうのか。

新しい異端審問官にはいけにえが必要とされた。しかも大きないけにえが必要とされた。ドン・パブロがそこに現れた。彼は捕らえられたが、彼の有罪判決はその逮捕の前に宣告されていた。彼は尋問され、彼の公的及び私的な生活の全ての活動が台無しにされた。彼の蔵書や手稿が点検され、モンテスキュー、ヴォルテール、ジャン・ジャック [・ルソー] らの著作、ベールの『辞典』[『歴史的批判的辞典』] や『百科全書』、そしてこれらの著作の幾つかの翻訳が発見された。こうしてスキャンダルが告発され、彼は首都監獄から異端審問所の監獄へと移されて、彼の動産及び不動産が没収された。この裁判所は人が思考するようになることは我慢できない。

逆に、人が信じ込み、異端審問所の権勢と特権以外は何も知らずにいることを望んでいる。フィロゾーフの精神におかされてそれに確信を抱くドン・パブロは、サン・ベニート〔異端審問所の囚衣〕を身に着けての「公然告白の刑」に処せられ、吊るし首による死が宣告された。この厳しい判決は、町の大道での200回のアソーテ、つまり鞭打ちとプレシディオ、つまり要塞への終身の幽閉に減じられ、さらにこの刑罰は、2回目の執行猶予の後、貴族身分の剥奪、乗馬の禁止、法衣の着用、修道院での居住に減じられた。そして修道院では、修道生活の全ての務めを行うことが義務付けられた。

パブロの友人で協力者であったドン・ミゲル・ヒホンは、彼の看守から品行方正の証言を懇願して手に入れ、異端審問官と歩み寄りを計った。やがてこの罪人は、金銭を納める代わりに、財産の差し押さえ解除、有罪宣告の取り消し、そして釈放をかちえた。

以上、私がこのオラビーデの不運の要約を書いたのは、異端審問所の意向に反して良きことを行おうとするのは何と危険であろうか、そしてこの裁判所が存在するところではどこでも言動に注意するよう人々に知らせるためであった。

(出典)

Diderot, *Oeuvres complètes*, éd. Assézat-Tourneux (Paris, 1875–1877), t. VI, pp. 463–472, cit. par Defourneaux, M., *Pablo de Olavide ou l'afrancesado (1725–1803)*, Paris, 1959, pp. 472–475. なお、資料中の〔 〕括弧は、訳者による補いの部分である。